

## 令和8年度 国民健康保険税率

その年の4月から翌年3月までの12カ月をひとつの年度として考え、世帯主と加入者の所得、人数に応じて計算されます。

年度途中の加入や脱退においては、資格のある月数に応じて計算、課税されます。

計算方法は下の表のとおりです。

	所得割額	均等割額	平等割額	賦課限度額
医療分	(A) 基準総所得額 × <b>6.0%</b>	(B) 加入者1人につき <b>24,000</b> 円	(C) 1世帯につき <b>21,600</b> 円	(A+B+C) <b>66</b> 万円
後期分	(D) 基準総所得額 × <b>2.3%</b>	(E) 加入者1人につき <b>9,600</b> 円	(F) 1世帯につき <b>7,800</b> 円	(D+E+F) <b>26</b> 万円
介護分 (40歳から64歳)	(G) 基準総所得額 × <b>2.0%</b>	(H) 加入者1人につき <b>14,400</b> 円	なし	(G+H) <b>17</b> 万円
子ども分	(I) 基準総所得額 × <b>0.26%</b>	(J) 加入者1人につき <b>1,800</b> 円 (K) 18歳以上加入者1人につき <b>140</b> 円	なし	(I+J+K) <b>3</b> 万円
合計	<b>10.56%</b>	加入者1人につき <b>49,940</b> 円	1世帯につき <b>29,400</b> 円	<b>112</b> 万円

- 所得割:加入者の前年所得に応じて計算します。
- 均等割:加入者数に応じて計算します。
- 平等割:一世帯あたりで計算します。
- 基準総所得額:総所得金額等から基礎控除額(43万円)を引いたものです。
- 賦課限度額:国保税額の上限です。

### ※国保税の軽減について

- 世帯主や加入者の所得の状況により、均等割額と平等割額が一部軽減される場合があります。
- 未就学児(小学校入学前の方)の均等割額が軽減されます。
- 18歳未満の加入者(高校生年代の方)の子ども分の均等割は軽減されます。
- 勤務先の倒産や解雇等の非自発的な理由により離職した方は、国保税が軽減される場合があります。
- 出産予定の方は、申請により所得割額と均等割額が産前産後期間相当分軽減されます。